昭和24年９月15日

規則第133号

大阪市事務分掌規則

（局等の内部組織）

第１条　大阪市事務分掌条例第１条に掲げる組織及び職の内部組織は、次のとおりとする。

政策企画室

秘　書　部

秘　書　課

企　画　部

市民情報部

危機管理監

危機管理室

危機管理課

経済戦略局

企画総務部

総　務　課

企　画　課

施設整備課

観　光　部

観　光　課

文　化　部

文　化　課

スポーツ部

スポーツ課

立地推進部

国際交流部

万博調整部

産業振興部

産業振興課

企業支援課

イノベーション課

ＩＲ推進局

企　画　課

推　進　課

市　民　局

総　務　部

ダイバーシティ推進室

人権企画課

雇用女性活躍推進課

男女共同参画課

財　政　局

財　務　部

財　務　課

財　源　課

税　務　部

管　理　課

課　税　課

収　税　課

契約管財局

契　約　部

制　度　課

契　約　課

管　財　部

連絡調査課

管　財　課

用　地　部

審　査　課

用　地　課

大阪都市計画局

計画推進室

総務企画課

計画調整課

拠点開発室

広域拠点開発課

戦略拠点開発課

タウン推進課

計画調整局

企画振興部

計　画　部

都市計画課

交通政策課

開発調整部

開発計画課

開発誘導課

建築指導部

建築企画課

建築確認課

監　察　課

福　祉　局

総　務　部

総　務　課

経理・企画課

生活福祉部

地域福祉課

自立支援課

保　護　課

保険年金課

福祉システム課

障害者施策部

障害福祉課

障害支援課

運営指導課

高齢者施策部

高齢福祉課

地域包括ケア推進課

高齢施設課

介護保険課

健　康　局

総　務　部

総　務　課

経　理　課

健康推進部

健康施策課

健康づくり課

生活衛生部

生活衛生課

こども青少年局

企　画　部

総　務　課

企　画　課

経　理　課

青少年課

子育て支援部

管　理　課

こども家庭課

幼保施策部

幼保企画課

保育所運営課

環　境　局

総　務　部

総　務　課

企　画　課

職　員　課

施設管理課

環境施策部

環境施策課

環境管理部

環境管理課

環境規制課

事　業　部

事業管理課

家庭ごみ減量課

一般廃棄物指導課

都市整備局

総　務　部

総　務　課

企　画　部

住宅政策課

安心居住課

ファシリティマネジメント課

公共建築課

施設整備課

市街地整備部

区画整理課

連携事業課

住環境整備課

住　宅　部

建　設　課

管　理　課

保全整備課

建　設　局

総　務　部

総　務　課

職　員　課

経　理　課

管　理　課

管　財　課

測量明示課

企　画　部

企　画　課

工　務　課

道路河川部

調　整　課

道　路　課

橋　梁　課

街　路　課

河　川　課

下 水 道 部

調　整　課

下 水 道 課

設　備　課

施設管理課

下水道資源循環課

公園緑化部

調　整　課

公　園　課

緑　化　課

臨海地域事業推進本部

大阪港湾局

総　務　部

総　務　課

経　理　課

企　画　部

企　画　課

工　務　課

業務改革課

開　発　部

開発調整課

管　財　課

販売促進課

計画整備部

計　画　課

振　興　課

保全監理課

施設管理部

管　理　課

施　設　課

海　務　課

設　備　課

泉州港湾・海岸部

総務振興課

施設管理運営課

事業企画・防災課

建設・施設保全課

２　会計管理者の権限に属する事務を処理するため、会計室を置く。

（区シティ・マネージャー）

第１条の２　各区の事情や特性に即した施策や事業を総合的に展開するため、本市に区シティ・マネージャーを置く。

２　区シティ・マネージャーの職名には、それぞれ区の名称を冠するものとする。

３　区シティ・マネージャーは、その職名に冠された区の区長の職にある者をもって充てる。

４　区シティ・マネージャーは、上司の命を受けて、その職名に冠された区の区域内における大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第１条に掲げる組織並びに大阪市事務分掌条例第１条に掲げる組織及び職の分掌する事務（別に定めるものを除く。）を総理し、当該事務について大阪市市長直轄組織設置条例第１条に掲げる組織の長の職にある者並びに大阪市事務分掌条例第１条に掲げる組織の長の職及び同条に掲げる職にある者その他の職員を指

揮監督する。

（職の設置）

第２条　局に局長、室に室長、本部に本部長、部に部長、課に課長を置く。

２　市民局に区政支援室長を置く。

３　財政局に税務総長を置く。

４　こども青少年局にこどもの貧困対策推進室長を置く。

５　環境局にエネルギー政策室長を置く。

６　別表第１に掲げる局又は室に、同表に定めるところにより理事を置く。

７　別表第２に掲げる局、室又は本部に、同表に定めるところにより担当部長を置く。

８　財政局に市債権回収対策室長を置く。

９　計画調整局に交通政策室長を置く。

10　福祉局に生活困窮者自立支援室長を置く。

11　健康局に保健医療企画室長を置く。

12　都市整備局に公共建築室長を置く。

13　会計室に次長を置く。

14　別表第３に定めるところにより、局、本部、部又は室に担当課長を置く。

15　前項に定めるもののほか、市民局、会計室、本部又は部等（部、危機管理室及びダイバーシティ推進室をいう。以下同じ。）のうち課を置かないもの（以下「課を置かない部等」という。）に担当課長代理又は担当係長を置く。

16　課に課長代理、担当課長代理又は担当係長を置く。

17　担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。

18　経済戦略局観光部に大阪城天守閣館長を置く。

19　健康局健康推進部に生活習慣病担当医務主幹を置く。

20　健康局健康推進部に歯科口腔保健担当医務主幹及び歯科口腔保健担当医務副主幹を置く。

21　福祉局に医務監を置くことがある。

22　健康局に首席医務監又は医務監を置くことがある。

23　こども青少年局に医務監を置くことがある。

24　局に技術監を置くことがある。

25　部等に医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹又は研究副主幹を置くことがある。

26　前項に定めるもののほか、課を置かない部等に主査、医長又は主任学芸員を置くことがある。

27　課に主査、医長又は主任学芸員を置くことがある。

28　特に必要があるときは、局等（局、政策企画室及び会計室をいう。以下同じ。）に理事又は副理事、部等に参事又は副参事、課に副参事を置く。

第３条　危機管理監、局長、室長（会計室長を除く。）、本部長、区政支援室長、税務総長、こどもの貧困対策推進室長、エネルギー政策室長、理事、部長、次長、担当部長、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長、公共建築室長、副理事、課長、担当課長、館長、担当医務主幹、医務主幹、保健主幹、研究主幹、参事、課長代理、担当課長代理、担当医務副主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査、医長及び主任学芸員並びに首席医務監、医務監及び技術監は、本市職員のうちから市長が命ずる。

２　会計室長は、会計管理者をもって充てる。

（職務）

第４条　危機管理監、局長、室長、本部長、区政支援室長、税務総長、こどもの貧困対策推進室長、エネルギー政策室長、理事、首席医務監、部長、次長、担当部長、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長、公共建築室長、副理事、医務監、技術監、課長、担当課長、館長、担当医務主幹、医務主幹、保健主幹、研究主幹、参事、課長代理、担当課長代理、担当医務副主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査、医長及び主任学芸員は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

２　前項に定めるもののほか、危機管理監は、市長及び副市長の命を受けて、危機事態（災害又は大規模な事故若しくは事件により、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。以下同じ。）の発生時における応急措置の実施について、区シティ・マネージャー、局長その他の職員を指揮監督する。

第５条　区政支援室長は、区政運営の支援、地域活動の活性化その他の市民活動の推進、地域の安全及び消費生活に関する事務を所管する。

２　税務総長は、市税の賦課及び徴収並びに特命による市債権の徴収に関する事務を所管する。

３　こどもの貧困対策推進室長は、こどもの貧困対策に係る企画、調査及び推進に関する事務を

所管する。

4　エネルギー政策室長は、エネルギー施策に係る企画及び推進に関する事務を所管する。

5　別表第１に掲げる理事は、同表に定める事務を所管する。

6　担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、局長等（局長、政策企画室長、危機管理監及び会計室長をいう。以下同じ。）が定める事務を所管する。この場合において、同一の局等に同一の職名の担当部長が複数置かれているときは、当該担当部長の事務分担は、局長等が定める。

7　市債権回収対策室長は、市債権回収対策に関する事務及び特命による市債権の徴収に関する事務を所管する。

8　交通政策室長は、交通政策に関する事務を所管する。

9　生活困窮者自立支援室長は、生活困窮者自立支援及び生活保護に関する事務並びに福祉局長が定める事務を所管する。

10　保健医療企画室長は、医療政策に関する専門的、技術的事項及び健康局長が定める事務を所管する。

11　公共建築室長は、市設建築物（都市整備局住宅部所管事業に係る建築物を除く。）の建設、改修及び保守に関する事務を所管する。

12　次長は、会計室長を補佐し、会計室の事務を整理する。

13　担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、局長等（財政局税務部に置かれる担当課長並びに財政局税務部管理課、財政局税務部課税課及び財政局税務部収税課に置かれる担当課長代理にあっては、税務総長。以下この項並びに次条第３項及び第４項において同じ。）が定める事務を専管する。この場合において、同一の部等に同一の職名の担当課長が複数置かれているとき又は同一の課を置かない部等若しくは同一の課に同一の職名の担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長又は担当課長代理の事務分担は、局長等が定める。

14　大阪城天守閣館長は、大阪城天守閣の学芸業務に関する事項を所管する。

15　生活習慣病担当医務主幹は、生活習慣病対策に係る保健及び医療に関する専門的、技術的事項を所管する。

16　歯科口腔保健担当医務主幹及び歯科口腔保健担当医務副主幹は、歯及び口腔に係る保健及び医務に関する専門的、技術的事項を所管する。

17　首席医務監は、保健及び医務に関する専門的、技術的事項を掌理する。

18　副理事、医務監、技術監、医務主幹、保健主幹、研究主幹、参事、医務副主幹、保健副主幹、

研究副主幹、副参事、担当係長、主査、医長及び主任学芸員の事務分担は、局長等（財政局税務部、財政局税務部管理課、財政局税務部課税課及び財政局税務部収税課に置かれるものにあっては、税務総長。以下この項及び次項において同じ。）が定めるところによる。この場合において、局長等は、医務監又は技術監に部長又は担当部長の分掌事務の一部を、医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹又は研究副主幹に課長又は担当課長の分掌事務の一部を、主査、医長又は主任学芸員に担当係長の分掌事務の一部を共管させ、又は専管させることができる。

19　局等の所属員で前各項に定める職員以外のものの配置及び事務分担は、別に定めるものを除くほか、局長等又はその委任を受けた者が定める。

第６条　局長等（税務総長を含む。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は局長等が欠けたときは、別に事務取扱者又は事務代理者が命じられない限り、あらかじめ市長が定める職員が局長等の職務を行う。

２　部長等（部長、危機管理室長、ダイバーシティ推進室長、次長、担当部長、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長及び公共建築室長をいう。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は部長等が欠けたときは、あらかじめ局長等（財政局税務部長及び市債権回収対策室長にあっては、税務総長）が定める職員が部長等の職務を行う。

３　課長等（課長及び担当課長をいう。以下この項及び次項において同じ。）に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該課長等の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ局長等が定めた順序で、当該課長等の職務を行う。

４　前項前段の場合において当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ局長等が定める職員が当該課長等の職務を行う。

（ＩＲ推進局の職の設置及び職務）

第６条の２　第２条から前条まで及び別表第１から別表第３までの規定にかかわらず、ＩＲ推進局の職の設置及び職務については、この条に定めるとおりとする。

２　ＩＲ推進局に局長及び次長を置く。

３　ＩＲ推進局に特定複合観光施設の誘致に係る調査、企画及び総合調整に関する事務を所管す

る理事２名を置く。

４　ＩＲ推進局に特定複合観光施設の誘致に係る調査、企画及び連絡調整に関する事務を所管する副理事３名を置く。

５　ＩＲ推進局に統括副理事を置くことがある。

６　課に課長、参事、課長補佐、主査、副主査、主事及び技師を置く。

７　課に統括参事を置くことがある。

８　局長、次長、理事、統括副理事、副理事、課長、統括参事、参事、課長補佐及び主査は、各々上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

（大阪都市計画局の職の設置及び職務）

第６条の３　第２条から第６条まで及び別表第１から別表第３までの規定にかかわらず、大阪都市計画局の職の設置及び職務については、この条に定めるとおりとする。

２　大阪都市計画局に局長及び次長を置く。

３　大阪都市計画局に技監、理事又は副理事を置くことがある。

４　室に室長、参事、課長補佐、主査、副主査、主事及び技師を置く。

５　室に副理事を置くことがある。

６　課に課長を置く。

７　局長、技監、理事、次長、室長、副理事、課長、参事、課長補佐及び主査は、各々上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

（担当の設置）

第７条　局長等（ＩＲ推進局長及び大阪都市計画局長を除く。以下この条において同じ。）は、市民局若しくは会計室の分掌事務又は次条から第10条まで、第12条、第13条及び第15条から第22条までに規定する部等の分掌事務（課を置かない部等に係るものに限る。）を処理する単位として、担当部長又は担当課長をリーダーとし、市民局、会計室又は当該部等の所属員で構成されるグループを置くことができる。

２　前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には局長等が定める所管事務を冠するものとする。

３　局長等は、第１項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

（政策企画室の事務分掌）

第８条　政策企画室の事務分掌は、次のとおりとする。

秘　書　部

秘　書　課

(1)　室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　市長及び副市長の秘書に関すること

(3)　儀式、ほう賞、表彰、交際及び待遇に関すること

(4)　他の部の主管に属しないこと

企　画　部

(1)　市政に関する総合的かつ基本的な計画及び政策の企画及び立案並びに推進に関すること

(2)　戦略会議に関すること

(3)　地方自治制度に係る企画及び立案並びに推進に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(4)　公共団体等との連絡及び協力に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

市民情報部

(1)　市政の普及に関すること

(2)　広報に係る企画及び調査に関すること

(3)　広報及び報道事務に係る局等、危機管理室及び区との連絡調整に関すること

(4)　報道機関との連絡に関すること

(5)　市政に対する意見及び要望に係る事務の総括及び指導に関すること

(6)　庁内の案内に関すること

（危機管理室の事務分掌）

第９条　危機管理室の事務分掌は、次のとおりとする。

危機管理課

(1)　危機管理監の内部組織の文書、人事、予算、決算及び物品に関すること

(2)　危機事態への応急対策の総括に関すること

(3)　災害対策本部に関すること

(4)　危機管理（危機事態への対処をいう。以下同じ。）に関する基本的な施策の企画及び連絡調整に関すること

(5)　危機管理に係る調査及び研究に関すること

(6)　防災会議に関すること

(7)　国民保護法制に関すること

(8)　危機事態に係る被害の予防等に係る意識の啓発に関すること

(9)　災害救助、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金及び被災者生活再建支援金に関すること

（経済戦略局の事務分掌）

第 10 条　経済戦略局の事務分掌は、次のとおりとする。

企画総務部

総　務　課

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　他の部及び課の主管に属しないこと

企　画　課

(1)　局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

施設整備課

(1)　局所管建物の営繕に関すること

(2)　局所管施設の電気機械設備の設計及び工事に関すること

観　光　部

観　光　課

(1)　観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

文　化　部

文　化　課

(1)　文化事業の企画及び調整に関すること

(2)　市民文化の普及及び向上に関すること

(3)　芸術及び芸能の振興に関すること

(4)　文化施設（他の所管に属するものを除く。）の管理運営に関すること

(5)　地方独立行政法人大阪市博物館機構に関すること

スポーツ部

スポーツ課

(1)　スポーツ及びレクリエーションの振興に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　スポーツ施設の管理運営に関すること

(3)　スポーツ競技大会の招致及び開催に関すること

立地推進部

(1)　企業立地及び国際会議等の誘致に関すること

(2)　総合特区、構造改革特区及び国家戦略特区に関すること

(3)　国際経済拠点に関すること

国際交流部

(1)　国際化施策の企画及び推進並びに海外関連情報の収集、整理及び活用に関すること

(2)　海外都市との交流及び国際ビジネスの推進に関すること

万博調整部

(1)　2025年日本国際博覧会（以下「国際博覧会」という。）に係る総合調整に関すること

(2)　国際博覧会に係る基盤施設撤去等に関する調査及び連絡調整に関すること

(3)　国際博覧会に係る事業の調査、企画及び連絡調整に関すること

産業振興部

産業振興課

(1)　産業の振興に係る施策の調査、企画及び連絡調整に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(2)　中小企業対策審議会に関すること

(3)　地方独立行政法人大阪産業技術研究所に関すること

(4)　大規模小売店舗立地審議会に関すること

(5)　他の課の主管に属しないこと

企業支援課

(1)　創業及び中小企業経営の支援に関すること

(2)　商工金融に関すること

イノベーション課

(1)　成長産業分野に属する事業の振興に関すること

(2)　科学技術振興施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

（ＩＲ推進局の事務分掌）

第10条の２　ＩＲ推進局の事務分掌は、次のとおりとする。

企　画　課

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　特定複合観光施設の誘致の企画及び立案並びに総合調整に関すること

(3)　他の課の主管に属しないこと

推　進　課

(1)　特定複合観光施設の誘致の推進に関すること

（市民局の事務分掌）

第 11 条　市民局総務部及びダイバーシティ推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

総　務　部

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　財産区に関すること

(3)　区役所庁舎及び区役所附設会館の連絡調整に関すること

(4)　局所管不動産の管理及び処分に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(5)　戸籍及び住民基本台帳関係事務の統括及び指導に関すること

(6)　特定非営利活動法人に係る認証、認定及び監督に関すること

(7)　他の主管に属しないこと

ダイバーシティ推進室

人権企画課

(1)　人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること

(2)　犯罪被害者等の支援に係る連絡調整に関すること

(3)　事業者が取り扱う個人情報の保護に関すること

(4)　同和問題の解決に向けた施策の統括及び連絡調整に関すること

雇用女性活躍推進課

(1)　雇用施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　女性の活躍推進に関すること

男女共同参画課

(1)　男女共同参画施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること

(2)　女性団体との連絡調整に関すること

2　前項に定めるもののほか、市民局は、次に掲げる事務を所管する。

(1)　区政運営の支援に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　区政改革に係る調査、企画及び総合調整に関すること

(3)　地域活動の活性化に関する施策に係る調査、企画及び総合調整に関すること

(4)　地域の振興に関すること

(5)　市民活動の推進に関すること

(6)　犯罪被害の防止その他安全なまちづくりに関する総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること

(財政局の事務分掌)

第12条　財政局の事務分掌は、次のとおりとする。

財　務　部

財　務　課

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること。ただし、他の部及び課の所管に属するものを除く。

(2)　予算の編成（予算の調製を含む。以下この条において同じ。）及び執行管理の総括に関すること

(3)　予算の編成及び執行管理並びに決算の報告に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(4)　財政計画に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(5)　市会に関すること

(6)　他の部及び課の主管に属しないこと

財　源　課

(1)　公債費会計に係る予算、決算及び物品に関すること

(2)　特命による一般会計及び政令等特別会計に係る予算の編成及び執行管理並びに公営企業会計及び準公営企業会計に係る予算の編成及び執行管理並びに決算の報告に関すること

(3)　税財政制度等の調査研究に関すること

(4)　地方交付税に関すること

(5)　起債事業及び公債に関すること

(6)　資金の計画及び基金の運用に関すること

(7)　出資財産の管理に関すること

(8)　宝くじに関すること

(9)　市有施設、市管理施設その他本市が管理する資産に掲示する広告に関すること

税　務　部

管　理　課

(1)　税務事務の連絡調整に関すること

(2)　特命による税務部及び市税事務所の文書、人事、予算、決算及び物品並びに税務部及び市税事務所業務の進行管理及び事務改善に関すること

(3)　税務事務の監査に関すること

(4)　市税に係る審査請求に関すること

(5)　固定資産評価審査委員会に関すること

(6)　その他税務に関すること

(7)　他の課の主管に属しないこと

課　税　課

(1)　市税（個人の府民税を含む。）の賦課事務の調査及び企画に関すること

(2)　森林環境税の賦課事務の調査及び企画に関すること

(3)　固定資産の評価の企画及び固定資産評価員に関すること

(4)　国有資産等所在市町村交付金に関すること

(5)　特命による固定資産の評価に関すること

収　税　課

(1)　徴収金等（徴収金及びこれに係る過料をいう。以下この条において同じ。）の収納事務及び滞納整理事務の調査及び企画に関すること

(2)　納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること

(3)　市債権回収対策に係る総括及び指導に関すること

(4)　特命による徴収金等の徴収、督促及び滞納処分に関すること

(5)　特命による災害援護資金貸付金、国民健康保険料、介護保険料、児童福祉施設等徴収金、保育所保育料、児童扶養手当返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、区画整理換地清算金及び下水道使用料の徴収金等の徴収に関すること

（契約管財局の事務分掌）

第13条　契約管財局の事務分掌は、次のとおりとする。

契　約　部

制　度　課

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　契約制度の企画及び調査に関すること

(3)　入札その他契約に係る不正事案の調査及び防止に関すること

(4)　他の部及び課の主管に属しないこと

契　約　課

(1)　工事その他の請負契約の締結に関すること

(2)　不動産を除く物件の買入れ、売払い及び借入れ契約の締結並びに業務委託契約の締結に関すること

(3)　入札参加資格の審査に関すること

(4)　指定管理者制度に係る企画、調査及び連絡調整に関すること

管　財　部

連絡調査課

(1)　公有財産（有価証券及び出資による権利を除く。）の調査及び管理、処分等に係る連絡調整（他の部の所管に属するものを除く。）並びに公有財産台帳の管理に関すること

(2)　他の課の主管に属しないこと

管　財　課

(1)　普通財産の管理、転用及び処分に関すること

(2)　不動産の交換及び寄附収受に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

用　地　部

審　査　課

(1)　不動産の取得事務に係る調査及び連絡調整に関すること

(2)　不動産の適正な価格及び賃料の評定に係る連絡調整に関すること

(3)　他の課の主管に属しないこと

用　地　課

(1)　不動産の取得（借入れを含む。）並びに地上物件の移転及び補償に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　部の所管に属する土地収用手続に関すること

（大阪都市計画局の事務分掌）

第14条　大阪都市計画局の事務分掌は、次のとおりとする。

計画推進室

総務企画課

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　他の室及び課の主管に属しないこと

計画調整課

(1)　大阪のまちづくりグランドデザインに係る企画、調整及び推進に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　都市計画（大阪府知事の権限に属するものに限る。）に関すること

(3)　土地利用計画（大阪府知事の権限に属するものに限る。）に関すること

(4)　国土利用計画法の施行（大阪府知事の権限に属するものに限る。）に関すること。

拠点開発室

広域拠点開発課

(1)　うめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区等における広域拠点開発に係る企画、調整及び推進に関すること

戦略拠点開発課

(1)　まちづくりに係る企画、調整及び推進（大阪府知事の権限に属するものに限る。）に関すること。ただし、他の室及び課の所管に属するものを除く。

(2)　土地区画整理、市街地再開発その他市街地整備に係る事業の企画、調整及び推進（大阪府知事の権限に属するものに限る。）に関すること

(3)　宅地開発の推進（大阪府知事の権限に属するものに限る。）に関すること

タウン推進課

(1)　りんくうタウン、阪南スカイタウン等の管理（大阪府知事の権限に属するものに限る。）に関すること

（計画調整局の事務分掌）

第15条　計画調整局の事務分掌は、次のとおりとする。

企画振興部

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　統計調査の実施に関すること

(3)　都市情報の収集及び整理、調査及び解析並びに発信に関すること

(4)　地図情報に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

(5)　他の部の主管に属しないこと

計　画　部

都市計画課

(1)　都市計画及び都市計画に関連する都市施設整備計画の調査及び立案並びに関係機関との連絡調整に関すること

(2)　都市計画法（第３章第１節の規定を除く。）による建築物等の規制に関すること

(3)　駐車場法に基づく駐車施設に関すること

(4)　特命による開発計画の企画、立案及び連絡調整に関すること

(5)　広域幹線道路網の整備に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

(6)　国土利用計画法の施行（他の所管に属するものを除く。）及び公有地の拡大の推進に関する法律（土地開発公社に係る事項を除く。）の施行並びに土地関係施策に係る連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること

(7)　都市計画審議会、土地利用審査会及び都市景観委員会に関すること

(8)　都市景観に係る調査及び計画の立案に関すること

(9)　景観法に基づく建築物等の規制並びに良好な都市景観の形成の誘導及び促進に関すること

(10)　まちづくり支援施策の企画、推進及び連絡調整に関すること

(11)　他の課の主管に属しないこと

交通政策課

(1)　広域圏計画に関すること

(2)　総合交通体系の調査及び立案に関すること

(3)　鉄道網の整備に係る連絡調整に関すること

(4)　軌道法に基づく認可等に関すること

(5)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく施策の企画に関すること

(6)　関西国際空港の計画推進に関すること

開発調整部

開発計画課

(1)　特定地域における開発計画（他の所管に属するものを除く。）及び特命による民間活力等を活用した開発計画の企画、立案及び連絡調整に関すること

(2)　地域計画の調査及び立案に関すること

(3)　都市の耐震化に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

(4)　市有地の有効活用に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(5)　土地先行取得用地に係る調査、立案及び管理に関すること

(6)　他の課の主管に属しないこと

開発誘導課

(1)　開発指導行政に係る調査及び立案に関すること

(2)　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　都市計画法に基づく開発許可並びに土地区画整理法及び都市再開発法による建築物等の規制に関すること

(4)　大規模建築物等の建設計画の指導に関すること

(5)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく施策の推進に関すること

(6)　開発審査会に関すること

建築指導部

建築企画課

(1)　建築指導行政に係る各種施策及び制度の調査、企画及び立案に関すること

(2)　建築物の制限に係る許可及び認定に関すること

(3)　建築相談に関すること

(4)　道路の指定及び私道の規制に関すること

(5)　建築審査会に関すること

(6)　空家等対策に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(7)　他の課の主管に属しないこと

建築確認課

(1)　建築物等の確認及び許可並びに指定確認検査機関の指導に関すること

(2)　分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２条第３項に規定する分別解体等をいう。）に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　建築物における環境・省エネルギー対策に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

監　察　課

(1)　法令違反建築物の監視及び処理に関すること

(2)　建築物等の確認及び許可に係る建築物の検査及び指導に関すること

(3)　建築物の維持管理及び防災の指導に関すること

（福祉局の事務分掌）

第16条　福祉局の事務分掌は、次のとおりとする。

総　務　部

総　務　課

(1)　局の文書及び人事並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定並びに社会福祉法人及び社会福祉施設並びに社会福祉連携推進法人の監督及び指導に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　他の部及び課の主管に属しないこと

経理・企画課

(1)　局の予算、決算及び物品に関すること

(2)　局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(3)　局所管不動産の管理並びに施設の建設及び改良に関すること

生活福祉部

地域福祉課

(1)　地域福祉の推進に係る施策の連絡調整及び地域福祉計画に関すること

(2)　区における福祉業務の連絡調整に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　地域福祉の推進を担う人材の養成に関すること

(4)　民生委員に関すること

(5)　他の課の主管に属しないこと

自立支援課

(1)　ホームレスの自立の支援に係る施策の調査、企画及び実施に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　あいりん地域の環境改善対策の企画、立案及び実施に関すること

(3)　生計困難者のための宿泊所の提供に関すること

(4)　西成市民館に関すること

(5)　生活困窮者自立支援法に関すること

(6)　生活保護法に基づく保護の決定及びこれに伴う保護費の支払等（大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第２条第１項各号に掲げる者に係るものに限る。）に関する

こと

保　護　課

(1)　生活保護法に関すること

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関すること

(3)　社会福祉法人等の設置する保護施設の指導に関すること

(4)　行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること

保険年金課

(1)　国民健康保険に関すること

(2)　後期高齢者医療に関すること

(3)　国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること

(4)　老人医療費及び重度障害者医療費の助成に関すること

(5)　特命による介護保険料の徴収に関すること

福祉システム課

(1)　総合福祉システム、国民健康保険等システム及び介護保険システムの運用及び開発に関すること

(2)　局業務の情報化に関すること

障害者施策部

障害福祉課

(1)　障害者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（同法第４条第２項に規定する障害児に関することに限る。以下この条において同じ。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　特命による発達障害者支援法に基づく発達障害者の就労の支援等に関すること

(4)　特別児童扶養手当等に関すること

(5)　その他身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、障害児及び戦傷病者の福祉に関すること

(6)　他の課の主管に属しないこと

障害支援課

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づく障害児支援に関すること

運営指導課

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく施設及び事業所の指定及び指導等に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

高齢者施策部

高齢福祉課

(1)　高齢者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　老人福祉法に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(3)　市設の老人福祉センターの管理運営に関すること

(4)　高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関すること

(5)　その他高齢者の福祉に関すること

(6)　他の課の主管に属しないこと

地域包括ケア推進課

(1)　介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（訪問事業及び通所事業を除く。）及び包括的支援事業等に関すること

高齢施設課

(1)　老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備に係る調査、企画及び連絡調整並びに設置の認可等に関すること

(2)　特命による介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定等に関すること

介護保険課

(1)　介護保険法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　有料老人ホームの指導等に関すること

（健康局の事務分掌）

第17条　健康局の事務分掌は、次のとおりとする。

総　務　部

総　務　課

(1)　局の文書及び人事並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(3)　地方独立行政法人大阪市民病院機構に関すること

(4)　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に関すること

(5)　他の部及び課の主管に属しないこと

経　理　課

(1)　局の予算、決算及び物品に関すること

(2)　局所管不動産の管理並びに施設の建設及び改良に関すること

健康推進部

健康施策課

(1)　健康の保持及び増進に係る施策の総合的企画及び調整並びに健康増進に係る事業の推進に関すること

(2)　保健所業務及び区における保健業務の連絡調整に関すること

(3)　保健医療計画に関すること

(4)　休日及び夜間急病診療対策に関すること

(5)　保健師業務の支援、指導及び連絡調整に関すること

(6)　他の課の主管に属しないこと

健康づくり課

(1)　健康増進計画に関すること

(2)　健康増進法に基づく健康増進事業に関すること

(3)　栄養改善及び食育に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(4)　歯科保健に関すること

生活衛生部

生活衛生課

(1)　環境衛生及び食品衛生に関すること

(2)　薬務に関すること

(3)　狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること

（こども青少年局の事務分掌）

第18条　こども青少年局の事務分掌は、次のとおりとする。

企　画　部

総　務　課

(1)　局の文書及び人事並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　他の部及び課の主管に属しないこと

企　画　課

(1)　局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　こどもの貧困対策に係る企画、調査及び連絡調整に関すること

経　理　課

(1)　局の予算、決算及び物品に関すること

(2)　局所管施設の管理に関すること

青少年課

(1)　青少年施策に関する企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　青少年の健全育成に関すること

(3)　若年者の自立支援に関すること

(4)　青少年活動の推進及び青少年団体の育成に関すること

(5)　放課後児童の健全育成に関すること

子育て支援部

管　理　課

(1)　児童福祉施策（他の課の所管に属するものを除く。）に関する企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　児童福祉法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　児童手当（職員に係るものを除く。）及び子ども手当（職員に係るものを除く。）に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(4)　要保護児童の福祉に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(5)　その他児童の福祉に関すること

(6)　母子保健に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(7)　他の課の主管に属しないこと

こども家庭課

(1)　母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童扶養手当法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　その他ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること

(3)　児童福祉施設の設置の認可等及び指導並びに児童福祉施設への入所措置等に係る費用の支弁及び徴収に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(4)　市設の児童福祉施設の管理運営に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(5)　要保護児童の福祉に関すること（社会的養護に関するものに限る。）。ただし、他の所管に属するものを除く。

(6)　こども医療費及びひとり親家庭医療費の助成に関すること

幼保施策部

幼保企画課

(1)　就学前の教育・保育施策の企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　子ども・子育て支援法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(3)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関すること

(4)　児童福祉法(保育に関すること及び児童福祉施設の監督・指導に関することに限る。)に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(5)　市立幼稚園の管理運営及び建物整備に関すること

(6)　他の課の主管に属しないこと

保育所運営課

(1)　市立保育所の管理運営、保育活動の指導及び建物整備に関すること

(2)　市立保育所の再編整備に関すること

(環境局の事務分掌)

第19条　環境局の事務分掌は、次のとおりとする。

総　務　部

総　務　課

(1)　局の文書、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　局所管不動産の管理に関すること

(3)　局業務の普及に関すること。ただし、他の部の所管に属するものを除く。

(4)　他の部及び課の主管に属しないこと

企　画　課

(1)　局業務に関する総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備に関すること

(2)　環境基本計画及び環境白書に関すること

(3)　大阪広域環境施設組合との連絡調整に関すること

職　員　課

(1)　局の人事に関すること

施設管理課

(1)　局の施設の建設及び維持管理並びに機材の維持管理に関すること

(2)　廃棄物処理技術に関すること

(3)　埋火葬並びに斎場及び霊園に関すること

環境施策部

環境施策課

(1)　環境施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　地球環境の保全に係る指導及び環境負荷の低減活動の推進に関すること。ただし、他の主管に属するものを除く。

(3)　環境学習及び活動の推進に関すること

環境管理部

環境管理課

(1)　都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(2)　環境影響評価に関すること

(3)　環境保全に関する技術の普及及び指導に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(4)　産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること

(5)　産業廃棄物再生利用業の指定及び産業廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること

(6)　産業廃棄物処理の基本計画、調査研究、規制及び関係団体との連絡に関すること

(7)　産業廃棄物の中間処理、最終処分事業及び処理施設に関すること

環境規制課

(1)　都市環境の管理に係る監視及び測定（交通騒音振動に係るものに限る。）並びに規制指導及び調査研究（発生源対策（水質汚濁に係るものを除く。）に係るものに限る。）に関すること

⑵　環境保全に関する技術の普及及び指導（発生源対策に係るものに限る。）に関すること

事　業　部

事業管理課

(1)　一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

(2)　環境美化に係る事業の実施、啓発及び市民活動の推進に関すること

(3)　適正処理困難物に関すること

(4)　一般廃棄物（し尿を除く。）運搬用貨物自動車に関すること

(5)　所管事業に係る事故の処理並びに所管自動車に係る保険の契約及び保険金の請求に関すること

(6)　一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督（し尿及びし尿を含む汚でい

に係るものに限る。）に関すること

(7)　道路等の清掃計画及び作業の指導監督並びに特定の河川（水面に限る。）の清掃に関すること

(8)　公衆便所に関すること

(9)　路上喫煙対策に関すること

(10) 廃棄物の適正搬入の指導（一般廃棄物処理業者の指導を除く。）に関すること

(11) 一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関すること

(12) 他の課の主管に属しないこと

家庭ごみ減量課

(1)　一般廃棄物等の減量化及び再生利用に係る事業の推進に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(2)　一般廃棄物処理計画に関すること

一般廃棄物指導課

(1)　一般廃棄物処理業者の一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督（し尿及びし尿を含む汚でいに係るものを除く。）に関すること

(2)　一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(3)　工場搬入許可証の交付に関すること

(4)　一般廃棄物再生利用業の指定及び一般廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること

(5)　廃棄物の適正搬入の指導（一般廃棄物処理業者の指導に限る。）に関すること

(6)　廃棄物の適正排出の指導に関すること

(7)　一般廃棄物等の減量化及び再生利用に係る事業者との協働の推進に関すること

（都市整備局の事務分掌）

第 20 条　都市整備局の事務分掌は、次のとおりとする。

総　務　部

総　務　課

(1)　局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　局所管工事の検査に関すること。ただし、他の部の所管に属するものを除く。

(3)　他の部の主管に属しないこと

企　画　部

住宅政策課

(1)　建築分野における技術的事項の総括に関すること

(2)　局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(3)　住宅政策の基本計画に関すること

(4)　建築物等を活かした都市及び地域の魅力創出に関すること

(5)　民間住宅の建設及び市街地における建築物の整備に係る融資その他の助成に関すること

(6)　住宅審議会に関すること

(7)　他の課の主管に属しないこと

安心居住課

(1)　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく民間住宅に係る登録及び居住支援に関すること

(2)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律等に基づく民間住宅に係る認定に関すること

(3)　マンションの管理の適正化の推進に関する法律等に基づくマンションの管理等に関すること

ファシリティマネジメント課

(1)　市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。）のファシリティマネジメントに関すること

(2)　市設建築物の維持管理に係る技術的指導に関すること

(3)　市設建築物の設備に係るエネルギーの使用の合理化及び電気設備に係る技術的管理の総括に関すること

公共建築課

(1)　市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。）の建設に関すること

(2)　市設建築物の建設に係る技術的指導並びに建築技術に関する情報の収集及び管理に関すること

施設整備課

(1)　市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。）の改修及び保守に関すること

市街地整備部

区画整理課

(1)　土地区画整理事業の総括に関すること

(2)　土地区画整理事業に伴う測量に関すること

(3)　土地区画整理事業に伴う地上物件の調査及び査定並びに移転のための土地及び仮収容建物

に関すること

(4)　土地区画整理事業に伴う処分及び補償の審査並びに不服申立ての処理に関すること

(5)　土地区画整理事業に伴う登記、清算及び移転に関すること。ただし、他の課及び土地区画整理事務所の所管に属するものを除く。

(6)　個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に係る土地区画整理事業の認可に関すること

(7)　特命による土地区画整理事業に伴う施設の管理に関すること

(8)　他の課の主管に属しないこと

連携事業課

(1)　拠点地域等における土地区画整理事業の実施の推進に関すること

(2)　個人施行に係る土地区画整理事業の実施に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

(3)　個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に係る土地区画整理事業の実施の促進、助成、指導及び監督に関すること

(4)　土地区画整理事業及び市街地再開発事業に伴う公共施設の整備に関すること

(5)　特命による土地区画整理事業に伴う施設の整備に関すること

住環境整備課

(1)　密集市街地等の住環境整備及び住宅地区改良並びに狭あい道路の整備に関すること

(2)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業の施行の認可及び監督に関すること

(3)　民間老朽住宅建替支援事業に関すること

(4)　建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導及び耐震改修計画の認定並びに建築物の耐震化に係る助成に関すること

(5)　個人施行及び組合施行に係る市街地再開発事業の実施の促進、助成、指導、認可及び監督に関すること

(6)　市街地再開発事業に伴う施設建築物の分譲及び管理に関すること

住　宅　部

建　設　課

(1)　市営住宅事業に係る建築物の建設に関すること

(2)　市営住宅の建替え及び改善に関すること

(3)　市営住宅の活性化並びに市営住宅用地の取得計画、管理（他の部の所管に属するものを除く。）及び活用に関すること

(4)　他の課の主管に属しないこと

管　理　課

(1)　市営住宅（附帯駐車場を含む。次号及び第３号において同じ。）の管理に関すること

(2)　市営住宅の契約並びに市営住宅の家賃及び使用料の収納に関すること

(3)　市営住宅の家賃、使用料及び損害金の支払並びに明渡しに係る訴訟（別に定めるものに限る。）及び訴え提起前の和解に関すること

(4)　市営住宅の共同施設の運営に関すること

(5)　住宅相談に関すること

保全整備課

(1)　市営住宅の維持管理に関すること

(2)　市営住宅の共同施設の建設（他の課の所管に属するものを除く。）及び維持管理に関すること

（建設局の事務分掌）

第21条　建設局の事務分掌は、次のとおりとする。

総　務　部

総　務　課

(1)　局の文書及び局業務の進行管理に関すること

(2)　他の部及び課の主管に属しないこと

職　員　課

(1)　局の人事に関すること

経　理　課

(1)　局の予算、決算及び物品に関すること

(2)　使用料、負担金、占用料、手数料等諸徴収金（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること

管　理　課

(1)　道路占用及び屋外広告物に関すること

(2)　公園及び緑地における占有等の許可に関すること

(3)　局所管不動産の不法占拠の処理（他の部及び課の所管に属するものを除く。）に関すること

(4)　自転車駐車場に係る企画及び放置自転車対策に関すること

(5)　その他道路の管理（他の部及び課の所管に属するものを除く。）に関すること

管　財　課

(1)　局所管不動産の管理（他の部及び課の所管に属するものを除く。）に関すること

(2)　道路の認定、廃止等の手続に関すること

(3)　道路台帳及び公園台帳に関すること

(4)　公園及び緑地の供用、廃止等の手続に関すること

測量明示課

(1)　都市計画街路及び道路の測量及び区域の明示に関すること

(2)　市有不動産の測量（他の所管に属するものを除く。）に関すること

企　画　部

企　画　課

(1)　局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　局業務の技術的総括に関すること

(3)　局の事業実施計画に関すること

(4)　局業務に係る区との総合調整に関すること

(5)　局業務の事務改善に関すること

(6)　局のＤＸの推進及び業務の情報化に関すること

(7)　他の課の主管に属しないこと

工　務　課

(1)　土木分野における技術的事項の総括に関すること

(2)　土木技術に関する情報の収集及び管理に関すること

(3)　道路掘さく工事の指導及び道路の監察に関すること

(4)　局の防災業務に関すること

(5)　水防事務組合との連絡に関すること

(6)　局所管工事の検査及び工程管理に関すること

(7)　道路、橋梁（りょう）及び河川の管理運営の計画及び連絡調整に関すること

(8)　道路施設、河川施設及び公園施設の電気機械設備の設計及び維持管理に係る連絡調整に関すること

道路河川部

調　整　課

(1)　道路事業、橋梁（りょう）事業及び都市計画街路事業の進行管理及び連絡調整に関すること

(2)　道路に関連する他の工事との連絡調整に関すること

(3)　自動車駐車場の施設計画及び連絡調整に関すること

(4)　自動車駐車場（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること

(5)　他の課の主管に属しないこと

道　路　課

(1)　道路事業の調査及び計画に関すること

(2)　道路及び附属施設の設計及び維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること

(3)　道路関係工事の受託施行に関すること

(4)　自転車駐車場の設計並びに自転車通行環境に係る企画及び設計に関すること

橋　梁　課

(1)　橋梁（りょう）事業の調査及び計画に関すること

(2)　橋梁（りょう）（渡船施設及び河底トンネルを含む。）の設計及び維持管理に関すること

街　路　課

(1)　都市計画街路事業（他の所管に属するものを除く。）の調査及び計画に関すること

(2)　都市計画街路（他の所管に属するものを除く。）の用地及び設計に関すること

(3)　土地区画整理事業等に伴う道路その他の土木施設の設計に関すること

河　川　課

⑴　河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること

⑵　河川及び運河の設計及び維持管理に関すること

⑶　河川管理の連絡統制に関すること

⑷　公有水面の埋立てに関すること

下 水 道 部

調　整　課

(1)　下水道事業の計画、進行管理及び連絡調整に関すること

(2)　水環境改善及び水環境技術に係る連絡調整に関すること

(3)　下水道用地の管理に関すること

(4)　下水道使用料に関すること

(5)　他の課の主管に属しないこと

下 水 道 課

(1)　下水道施設の設計、工事の施行及び維持管理に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

設　備　課

(1)　下水道施設の電気機械設備の設計に係る連絡調整に関すること

施設管理課

(1)　下水道施設の管理運営の計画及び連絡調整に関すること

(2)　下水管渠(きょ)に係る施設、工作物等の設置の許可に関すること

(3)　下水道施設の電気機械設備の維持管理に係る連絡調整に関すること

下水道資源循環課

(1)　下水道事業の調査及び技術研究に関すること

(2)　水質管理の総括に関すること

(3)　工場排水等に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること

公園緑化部

調　整　課

(1)　公園事業及び緑地事業の計画、進行管理及び連絡調整に関すること

(2)　公園、緑地及び公園施設の管理運営（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること

(3)　地方独立行政法人天王寺動物園に関すること

(4)　他の課の主管に属しないこと

公　園　課

(1)　公園、緑地及び公園施設の整備に関すること

緑　化　課

(1)　緑化事業の調査、計画及び実施に関すること

(2)　花と緑のまちづくりの推進及び普及に関すること

(3)　造園関係工事及び樹木の植栽関係工事の受託施行に関すること

(4)　樹木及び花卉(き)の植栽計画及び維持管理に関すること

臨海地域事業推進本部

(1)　臨海地域事業の連絡調整に関すること

(2)　淀川左岸線２期建設事務所及び臨港方面管理事務所に関すること

（大阪港湾局の事務分掌）

第22条　大阪港湾局の事務分掌は、次のとおりとする。

総　務　部

総　務　課

(1)　局の文書及び人事並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2)　大阪府が所管する港湾及び海岸（以下「大阪府営港湾等」という。）に係る局の予算及び決算に関すること

(3)　他の部及び課の主管に属しないこと

経　理　課

(1)　本市が所管する港湾及び海岸（以下「大阪港」という。）に係る局の予算、決算及び物品に関すること

企　画　部

企　画　課

(1)　大阪港及び大阪府営港湾等における港湾運営の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

(2)　大阪港における局所管施設（他の部の所管に属するものを除く。）の管理及び活用に関すること

工　務　課

(1)　大阪港に係る局所管工事の検査その他大阪港に係る局業務の技術的な監理に関すること

(2)　大阪港の環境の整備及び保全に関すること

業務改革課

(1)　局の内部組織のあり方に関すること

(2)　局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

開　発　部

開発調整課

(1)　大阪港の臨海地域開発に係る企画、連絡調整及び局所管施設（他の部の所管に属するものを除く。）の管理に関すること

(2)　大阪港の臨港地区内における行為及び構造物の規制に関すること

管　財　課

(1)　大阪港（埋立地を除く。）における局所管不動産（局所管施設及び設備を除く。）の管理に関すること

販売促進課

(1)　大阪港（埋立地に限る。）における局所管不動産（局所管施設及び設備を除く。）の管理に関すること

計画整備部

計　画　課

(1)　大阪港及び大阪府営港湾等の計画に関すること

(2)　大阪港の工事等の補償に関すること

(3)　大阪港の港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び海岸保全区域における工事等の規制基準に関すること

振　興　課

(1)　大阪港及び大阪府営港湾等における港湾施設の利用促進（他の課の所管に属するものを除く。）及び普及宣伝に関すること

保全監理課

(1)　大阪港における局所管施設の設計、工事（直営施工による工事を除く。）及び製造に関すること

施設管理部

管　理　課

(1)　部所管事業の総括及び連絡調整に関すること

(2)　大阪港における港湾施設の計画（他の部及び課の所管に属するものを除く。）に関すること

施　設　課

(1)　大阪港における臨港道路及び臨港緑地の管理に関すること

(2)　大阪港の陸上における局所管施設の直営施工による工事に関すること

海　務　課

(1)　大阪港における港湾施設（臨港道路及び臨港緑地を除く。）の管理に関すること

(2)　大阪港の港湾区域、港湾隣接地域及び海岸保全区域の管理に関すること

(3)　大阪港の防災及び保安対策に関すること

(4)　局所管船舶の管理（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること

(5)　大阪港の海上における局所管施設の直営施工による工事に関すること

設　備　課

(1)　大阪港における局所管設備の設計、工事及び製造並びに管理に関すること

(2)　船舶の補修等（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること

泉州港湾・海岸部

総務振興課

(1)　大阪府営港湾等に係る局の物品に関すること

(2)　大阪府営港湾等における局所管不動産（局所管施設及び設備を除く。）の管理に関すること

(3)　大阪府営港湾等の港湾運営の企画（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること

施設管理運営課

(1)　大阪府営港湾等における港湾施設及び海岸に係る施設の管理運営（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること

(2)　大阪府営港湾等の港湾区域、港湾隣接地域、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び一般海域の管理運営に関すること

(3)　大阪府営港湾等の臨港地区内における行為及び構造物の規制に関すること

事業企画・防災課

(1)　大阪府営港湾等における港湾施設の計画に関すること

(2)　大阪府営港湾等の臨海地域開発に係る企画及び連絡調整に関すること

(3)　大阪府営港湾等の防災及び保安対策に関すること

(4)　阪南港木材コンビナート貯木場に係る事業に関すること

建設・施設保全課

(1)　大阪府営港湾等における港湾施設、海岸及び漁港に係る施設の設計、工事及び維持管理に関すること

（会計室の事務分掌）

第23条　会計室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)　会計事務の改善に係る企画及び指導に関すること

(2)　物品及び小切手に関すること

(3)　現金及び有価証券の出納及び保管に関すること

(4)　現金及び財産の記録管理に関すること

(5)　支出負担行為の確認に関すること

(6)　決算の調製に関すること

(7)　公金取扱契約に関すること

附　則（令和８年９月28日規則第110号）

この規則は、令和８年10月１日から施行する。

別表第１（第２条、第５条関係）

所属名	名称	人員	所管事務
政策企画室	理事	名 1	室運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関すること
経済戦略局	理事	1	経済成長に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
	理事	1	観光施策、文化施策及びスポーツ施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
	理事	1	国際交流に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整並びに国際博覧会に係る調査、企画及び総合調整に関すること
市民局	理事	1	人権施策、雇用・勤労施策、男女共同参画施策その他のダイバーシティ推進に係る施策の総合企画及び連絡調整に関すること
財政局	理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関すること
計画調整局	理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関すること
福祉局	理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関すること
健康局	理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関すること
こども青少年局	理事	1	こどもの健全育成及び子育て支援に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
環境局	理事	1	環境保全に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
都市整備局	理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関すること
建設局	理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関すること

	理事	1	局所管施設の建設、維持管理及び防災に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
	理事	1	局所管事業における府市連携に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
大阪港湾局	理事	1	大阪府営港湾等に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
	理事	1	港湾管理の一元化に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

別表第２（第２条関係）

所属名	名称	人員
政策企画室	総務担当部長	名 1
	政策調整担当部長	1
	政策調査担当部長	1
危機管理室	防災企画担当部長	1
	防災計画担当部長	1
経済戦略局	企画調整担当部長	1
	施設整備担当部長	1
	観光拠点担当部長	1
	魅力事業担当部長	1
	国際ビジネス担当部長	1
	万博工務担当部長	1
	企業支援担当部長	1
	イノベーション担当部長	1
市民局	事業推進担当部長	1
	女性活躍推進担当部長	1
	区政支援室区政支援担当部長	1
	区政支援室地域力担当部長	1
	区政支援室地域安全担当部長	1
財政局	税財政企画担当部長	1
契約管財局	活用支援担当部長	1
福祉局	事業者等指導担当部長	1
	保険年金担当部長	1
	認知症施策・地域包括ケア推進担当部長	1
	弘済院経営企画担当部長	1
健康局	独立行政法人支援担当部長	1
	保健指導担当部長	1
こども青少年局	こども青少年事業推進担当部長	2

	保育所機能整備担当部長	1
環境局	改革推進担当部長	1
	エネルギー政策担当部長	1
都市整備局	ファシリティマネジメント担当部長	1
	建築設備担当部長	1
	事業推進担当部長	1
	住宅管理担当部長	1
建設局	管財担当部長	1
	都心活性化担当部長	1
	工務担当部長	1
	道路公園・下水道設備担当部長	1
	街路担当部長	1
	下水道資源循環担当部長	1
	下水道経営企画担当部長	1
	公園企画運営担当部長	1
	公園整備活性化担当部長	1
	事業連携担当部長	1
建設局臨海地域事業推進本部	臨海地域事業調整担当部長	1
大阪港湾局	企画調整担当部長	1
	業務改革担当部長	1
	開発調整担当部長	1
	開発推進担当部長	1
	財産管理担当部長	1
	利用促進担当部長	1

別表第３（第２条関係）

所属名	名称	人員
政策企画室秘書部	連携担当課長	名 1
	政策調整担当課長	1
政策企画室企画部	政策企画担当課長	2
	政策推進担当課長	2
	政策調整担当課長	1
	政策調査担当課長	1
政策企画室市民情報部	広報担当課長	1
	報道担当課長	1
	広聴担当課長	1
危機管理室	防災企画担当課長	1
	防災ＩＣＴ担当課長	1
	減災対策担当課長	1
	応急対策担当課長	1
	防災計画担当課長	1
経済戦略局企画総務部	管財・監理担当課長	1
	設備担当課長	1
	大規模改修担当課長	1
経済戦略局観光部	にぎわい創出担当課長	1
	観光施策担当課長	1
	客船誘致担当課長	1
	観光拠点担当課長	1
	公園集客担当課長	1
	まち魅力担当課長	1
	水辺魅力担当課長	1

経済戦略局文化部	文化振興担当課長	1
	博物館支援担当課長	1
経済戦略局スポーツ部	スポーツ事業担当課長	1
	スポーツ施設担当課長	1
経済戦略局立地推進部	立地推進担当課長	1
	特区担当課長	1
	国際金融企画担当課長	1
	夢洲・咲洲地区調整担当課長	3
	国際経済拠点担当課長	1
経済戦略局国際交流部	国際交流担当課長	2
	国際ビジネス担当課長	2
経済戦略局万博調整部	調整担当課長	1
	工務担当課長	1
	事業担当課長	2
経済戦略局産業振興部	ものづくり担当課長	1
	施設管理担当課長	1
	商業担当課長	1
	農業担当課長	1
	事業創出担当課長	1
市民局総務部	総務担当課長	1
	企画担当課長	1
	施設担当課長	1
	区庁舎整備担当課長	1
	住民情報担当課長	1
	住民情報デジタル化推進担当課長	1
	住民情報サービス担当課長	1

	ＮＰＯ法人担当課長	1
市民局ダイバーシティ推進室	多文化共生担当課長	1
	共生社会づくり支援担当課長	1
市民局	区政支援室区行政制度担当課長	1
	区政支援室区業務改革担当課長	1
	区政支援室地域力創出担当課長	1
	区政支援室地域連携担当課長	1
	区政支援室地域安全担当課長	1
財政局財務部	総務担当課長	1
	財政調査担当課長	2
	税制企画担当課長	1
財政局税務部	業務調整担当課長	1
	税務企画担当課長	1
	税務不服審査担当課長	1
	税務情報担当課長	2
	固定資産税担当課長	1
	市債権管理担当課長	1
	市債権収納担当課長	1
契約管財局契約部	総務担当課長	1
	委託・物品契約担当課長	1
契約管財局管財部	財産活用担当課長	1
契約管財局用地部	用地取得担当課長	1
計画調整局企画振興部	総務担当課長	1
	統計調査担当課長	1
計画調整局計画部	幹線道路担当課長	1
	都市景観担当課長	1
	エリアマネジメント支援担当課長	1
	広域交通企画担当課長	1
	新モビリティ調整担当課長	1
計画調整局開発調整部	拠点整備担当課長	1

	地域開発担当課長	1
計画調整局建築指導部	建築情報担当課長	1
	企画調整担当課長	1
福祉局総務部	人事・勤務条件担当課長	1
	法人監理担当課長	1
	管財担当課長	1
福祉局生活福祉部	連絡調整担当課長	1
	福祉活動支援担当課長	1
	福祉業務支援調整担当課長	1
	相談支援担当課長	1
	生活困窮者支援担当課長	1
	緊急入院保護担当課長	1
	生活保護調査担当課長	1
	国保保健事業担当課長	1
	国保収納対策担当課長	1
福祉局障害者施策部	企画調整担当課長	1
	認定担当課長	1
福祉局高齢者施策部	認知症施策担当課長	1
	介護予防推進担当課長	1
	認定担当課長	1
	事業者指導担当課長	1
健康局総務部	市民病院機構支援担当課長	1
	市民病院調整担当課長	1
	大阪健康安全基盤研究所支援担当課長	1
健康局健康推進部	連絡調整担当課長	1
	保健医療企画担当課長	1
	健康づくり支援担当課長	1
	健康づくり推進担当課長	1
	受動喫煙防止対策担当課長	1
健康局生活衛生部	薬務担当課長	1

こども青少年局企画部	システム管理・ＤＸ推進担当課長	1
	こどもの貧困対策推進担当課長	1
	放課後事業担当課長	1
こども青少年局子育て支援部	児童支援対策担当課長	1
	母子保健担当課長	1
こども青少年局幼保施策部	幼保利用担当課長	1
	認可給付担当課長	1
	指導担当課長	1
	環境整備担当課長	1
	幼稚園運営企画担当課長	1
	保育内容充実担当課長	1
	保育所再編整備担当課長	1
環境局総務部	契約管財担当課長	1
	改革推進担当課長	1
	斎場霊園担当課長	1
環境局環境施策部	都市間協力担当課長	1
	カーボンニュートラル推進担当課長	1
	エネルギー政策担当課長	1
	エネルギー政策調整担当課長	5
環境局環境管理部	土壌水質担当課長	1
	産業廃棄物規制担当課長	1
	北部環境保全監視担当課長	1
	東部環境保全監視担当課長	1
	西部環境保全監視担当課長	1
	南東部環境保全監視担当課長	1
	南西部環境保全監視担当課長	1
環境局事業部	路上喫煙対策担当課長	1
都市整備局総務部	経理担当課長	1
	事業管理担当課長	1
	工事検査担当課長	1

都市整備局企画部	まちなみ環境担当課長	1
	民間住宅助成担当課長	1
	マンション施策担当課長	1
	エネルギー管理担当課長	1
	建築企画担当課長	1
	大規模改修担当課長	1
	工事担当課長	1
	設備担当課長	1
	施設改修担当課長	1
	設備改修担当課長	1
	設備保全担当課長	1
都市整備局市街地整備部	審査担当課長	1
	測量担当課長	1
	清算担当課長	1
	工事調整担当課長	1
	まちづくり企画担当課長	1
	防災・耐震化計画担当課長	1
	住宅地区改良担当課長	1
	市街地再開発担当課長	1
都市整備局住宅部	工事担当課長	1
	設備担当課長	1
	建替改善担当課長	1
	団地再生担当課長	1
	管理企画担当課長	1
	管理調整担当課長	1
	梅田住宅管理センター担当課長	1
	阿倍野住宅管理センター担当課長	1
	平野住宅管理センター担当課長	1
建設局総務部	事業管理担当課長	1
	適正化担当課長	1

	自転車対策担当課長	1
建設局企画部	連携推進担当課長	1
	ＤＸ推進担当課長	1
	道路空間再編担当課長	1
	拠点公園活性化担当課長	1
	水辺活性化担当課長	1
	工事監理担当課長	1
	道路公園設備担当課長	1
建設局道路河川部	交通安全施策担当課長	1
	道路維持担当課長	1
	鉄道交差担当課長	1
建設局下水道部	事業計画担当課長	1
	事業連携推進担当課長	1
	経営企画担当課長	1
	事業改革担当課長	1
	管渠担当課長	1
建設局公園緑化部	企画運営担当課長	1
	事業所企画調整担当課長	1
	公園活性化担当課長	1
建設局臨海地域事業推進本部	臨海地域事業調整担当課長	1
大阪港湾局総務部	人事・港湾再編担当課長	1
	企画調整担当課長	1
大阪港湾局企画部	施策推進担当課長	1
大阪港湾局開発部	まちづくり事業調整担当課長	1
	開発推進担当課長	1
	夢洲事業推進担当課長	1
大阪港湾局計画整備部	津波対策担当課長	1
	計画調整担当課長	1
	交流推進担当課長	1
	利用促進担当課長	1

大阪港湾局施設管理部	防災・海上保全担当課長	1
大阪港湾局泉州港湾・海岸部	臨海開発担当課長	1
会計室	会計企画担当課長	1
	会計管理担当課長	1
	決算調整担当課長	1